



# 来週の投資戦略 (1/14-17)

## 12月の米経済指標に注目

2024年1月12日

小松 徹

### 注目事項 - 見所

わが国小売り、情報・通信などの9-11月期決算 — 一部高成長期待も？

米金融10-12月期決算 — 増益基調？

1月14日、日銀、氷見野副総裁発言 — 植田総裁と同様の発言か？

1月15日、12月の米消費者物価指数 — 前年比+2.9%、コア+3.3%？

1月16日、12月の米小売売上高 — 前月比+0.5%？

### 株式市場見通し

来週もわが国市場が休場中、米国株式市場が下落したので、連休明けは下落して始まる。米国経済が強く、今年の米国利下げが2回どころか、しばらく様子見になるかもしれないと見られてきた。米国長期金利が4.76%まで上昇したので、さすがに成長株への影響は無視できない。来週も重要な米国経済指標が発表されるので、米国長期金利、米国株が振れるだろう。わが国の情報・通信、米金融機関の決算発表も注目。

来週も小売業、情報・通信業などの9-11月決算発表がある。火曜日に集中するが、ウェストホールディングス(1407)、サカタのタネ(1377)、パルグループ(2726)、大黒天物産(2791)、トレジャー・ファクトリー(3093)、SHIFT(3697)、Sansan(4443)、ベイカレント(6532)、イズミ(8273)、東宝(9602)、ディップ(2379)、ラクト・ジャパン(3139)など。この中でSHIFT、Sansanなどの情報・通信業は高成長が期待されている。

さて、毎年年初に日経ベリタスに掲載されているストラテジスト、エコノミスト、運用責任者などへのアンケート調査結果は様々だ。先週は日経新聞の経営者アンケート調査結果を披露した。今回一目、日経225はもう上がないと示したのが、UBS SuMiの青木氏40500円(6月)で、底が深いと警告したのがピクテの糸島氏31000円(9月)。両者の共通点は、有望セクターが金融株中心の内需株だ。海外の政治経済の混乱を予想しているのだろう。一方、最も楽観的なのはSMBC日興の安田氏48500円(10月)。有望セクターが銀行に加えて、電気機器、輸送用機器。ただ、同氏は円の対ドル相場の上限を155円とすでに外している。本当は数字よりも、それを算出したシナリオが分かるともっと面白い。トランプ氏とマスク氏のとんでもない発言・行動が続々と出ることを考えると、それら予想のどれにもならないことも十分あると心したい。

最後に、来週米国で注目される経済指標は、水曜日発表の12月の消費者物価指数で、前年比+2.9%、コアコア+3.3%と予想されている。さらに木曜日発表の12月の小売売上高予想が前月比+0.5%と高い。いずれの指標も上振れは米長期金利上昇要因、米株下落要因となる。わが国では、火曜日に日銀の氷見野副総裁が経済懇談会で挨拶をする。最近の植田総裁と同様の発言になるか、あるいはもっと踏み込むか。

### KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。